私は、陳情第５号「地方自治の自主性・自立性を制限する地方自治法の改正法の撤回を求める意見書」提出に関する陳情に賛成の立場で討論します。

そもそも国と地方は、上下・主従から対等・協力の関係であり、自治体に対する国の関与の原則も法定化され、必要な最小限度のものとするとともに、自治体の自主性及び自立性に配慮しなければなりません。

しかし本改正は、個別法の根拠規定なしに、地方自治法を改正して、指示権行使の要件を緩和するばかりか、国の地方公共団体に対する指示権を広く認めるものとなっています。このことは、地方分権改革の流れを逆行させるものであり、地方自治の後退になります。

指示権の要件や範囲も不明確で、「おそれがある」などの判断は全て各大臣に一任されています。事前の自治体との協議・調整の義務はなく、意見聴取も努力義務にとどまっています。本改正については、首長や自治体議員、有識者、法曹界はじめ多くの方から懸念の声が上がり、疑念や法案の問題点が指摘されています。

以上のことから陳情第５号「地方自治の自主性・自立性を制限する地方自治法の改正法の撤回を求める意見書」提出に関する陳情について賛成討論とします。